

高等専門学校評価基準（機関別認証評価）新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
i	<p>はじめに</p> <p>この高等専門学校評価基準は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が学校教育法第〇〇条の規定において準用する第〇〇条の規定に基づいて実施する、国・公・私立高等専門学校に係る機関別認証評価[※]に関するものです。高等専門学校評価基準は、11の基準で構成されています。</p>	<p>はじめに</p> <p>この高等専門学校評価基準は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が学校教育法第70条の10の規定において準用する第69条の3第2項の規定に基づいて実施する、国・公・私立高等専門学校に係る機関別認証評価[※]に関するものです。高等専門学校評価基準は、11の基準で構成されています。</p>	<p>学校教育法等の一部改正による条文のずれを修正した。</p>
2	<p>基準1 高等専門学校の目的</p> <p>基本的な観点</p> <p>1-1-② 目的が、学校教育法第〇〇条に規定された、高等専門学校一般に求められる目的から、はずれるものでないか。</p>	<p>基準1 高等専門学校の目的</p> <p>基本的な観点</p> <p>1-1-② 目的が、学校教育法第70条の2に規定された、高等専門学校一般に求められる目的から、はずれるものでないか。</p>	
26	<p>用語の解説</p> <p>【機関別認証評価】（i 頁）</p> <p>学校教育法第〇〇条の規定により文部科学大臣の認証を受けた評価機関が実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価。高等専門学校においては、同法第〇〇条において準用されている。</p>	<p>用語の解説</p> <p>【機関別認証評価】（i 頁）</p> <p>学校教育法第69条の4の規定により文部科学大臣の認証を受けた評価機関が実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価。高等専門学校においては、同法第70条の10において準用されている。</p>	
27	<p>【自己点検・評価】（20頁）</p> <p>学校教育法第〇〇条に規定される、大学自らが教育研究の理念・目的に照らして当該大学の教育研究等の状況について評価し、その結果を公表するとともに、その結果を踏まえて改善を行っていくもの。高等専門学校においては、同法第〇〇条において準用されている。</p>	<p>【自己点検・評価】（20頁）</p> <p>学校教育法第69条の3に規定される、大学自らが教育研究の理念・目的に照らして当該大学の教育研究等の状況について評価し、その結果を公表するとともに、その結果を踏まえて改善を行っていくもの。高等専門学校においては、同法第70条の10において準用されている。</p>	